

NO. 6 エコカー（電気自動車、プラグインハイブリット自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古車、自作車又はリース車ではないもの ・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車で、次に掲げるもの ア 電気自動車 イ プラグインハイブリット自動車 ウ 燃料電池自動車 エ クリーンディーゼル車
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①車両本体購入費 ②その他附属機器費（充電ケーブル） ③設置工事費（充電用コンセント設置工事）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①篠山市新エネルギー・省エネルギー普及促進補助金交付申請書（家庭用及び自治会等用）（様式第1号） ②篠山市新エネルギー・省エネルギー普及促進補助金交付請求書（家庭及び自治会等用）（様式第2号） ③事業概要書（別紙6号） ④見積書の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑤領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑥保証書の写し ⑦車検証の写し ⑧充電コンセントに係る施工写真 （建物全景の写真、設置箇所の施行前、施工中、施工後の写真） ⑨案内図（住宅地図等）

備考

- ・「エコカー」とは、環境への負荷が小さい自動車のことをいい、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る電気自動車、家庭用電源等の電気を車両側のバッテリーに充電することのできるプラグインハイブリット自動車、燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使ってモーターを回転させて走る燃料電池自動車及び国が定める基準に適合する、粒子状物質や窒素酸化物の排出量が少ないクリーンディーゼル車のことをいう。
- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しは、販売証明書（書式1）により代替することができます。